



今さら聞けない...

教育用語

Q&A

..... Vol.4



Q1

休みの取り方のいろいろ

～教員独自の休暇制度～

**「前1で年休をお願いします」と先輩たちが言っているのを耳にしましたが、
どういう休み方なのでしょう？**

仕事を休んでも給料が支給される休暇を年次有給休暇と言い、略して「年休」と呼んでいます。年次有給休暇は、1年ごとに20日取れることになっています。また、その年度の使いきれなかった日数(最大20日分)については、次の年に繰り越すことができます。新年度には、自分の有給休暇が何日残っているかを確認するとよいでしょう。

さらに、教員には、仕事に支障がない限り、1時間単位で休暇を取ることが認められています。「前3で年休を取る」というのは、「始業時間から3時間の休暇を取ります」という意味です。したがって終業時間より1時間早く退勤する場合は、「後1で年休を取る」という言い方をしています。

**「移動教室などでの
超過勤務時間の調整」は、
どう取ればよいのでしょうか？**

集団宿泊的行事(修学旅行・移動教室など学習指導要領に定める学校行事)で宿泊を伴う教育活動を実施する場合、当然ですが、通常の勤務時間だけでは子どもの指導はしきれません。そこで、通常の勤務時間を超えて指導に当たることが公的に認められています。例えば、6年生の移動教室を2泊3日で実施した場合は、通常1日と3～5時間分の超過勤務が認められます。その行事の始まりや終わりの時間によって時間は変わります。この超過した勤務時間分は、「調整」によって休暇を取ることになります。集団宿泊的行事を実施した後、4週間以内に「調整」を取り、疲労した健康状態を回復することとしています。「調整」は1時間単位で取ることができるので、計画的に休めるよう工夫したいものです。

**「休日」と「週休日」の違いが
分かりません。
同じ休みなのに何が違うのでしょうか。**

「休日」とは、「みどりの日」などの国民の祝日、年末年始の休日(12月29日～3日)などのことです。また、「週休日」とは、正規の勤務時間が割り振られていない日、つまり、通常土曜日と日曜日を指します。日曜日と休日とが重なった場合には、月曜日が休日となります。

例えば土曜日に授業や行事を行うために、勤務しなければならぬときは、週休日を変更する手続きをする必要があります。その際、原則的にはその週休日が属する週で取ることになっていますが、授業等の関係で取ることができないこともあります。その場合は、変更する週休日の前2カ月又は後4カ月の中で取ることになります。実際は、長期休業日に変更日を当てることが多いのが現状です。また、週休日は、半日単位でも変更することができます。

**「職免」って、
何なのでしょう？**

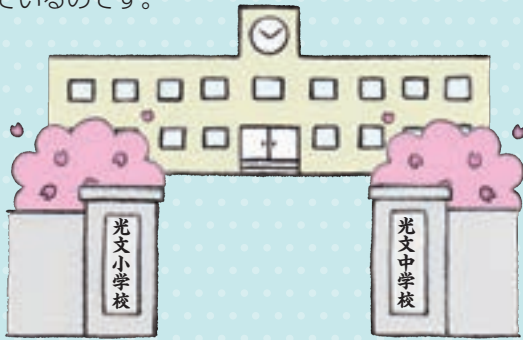
教員は、職務に専念する義務を負っています。しかし、校長が必要と認めた研修や厚生に関する取り組みなどに参加する場合は、職務に専念する義務を免除されることになっています。「職務専念義務免除」のことを略して「職免」と呼んでいます。教育委員会などが主催する研究会の他に、民間団体が主催するもので、参加することに職務上意義があると校長が認めた場合などに適用される制度です。その場合は休暇を取らずに研修などに参加できますが、交通費は支給されません。

Q2 ちょっと知りたい! 「小中一貫校」のこと...



最近、「小中一貫校」という言葉をよく聞きます。どのような学校のことですか?

「教育特区」と言われている制度の中で、小学校と中学校を同じ校舎内に設置（施設一体型）して、9年間のカリキュラムで教育活動を進めている学校があります。通常は小学校1～6年生、中学校1～3年生までの分け方で、義務教育9年間のカリキュラムが組まれています。しかし、ある小中一貫校では、1～4年生、5～7年生、8～9年生の区切りでカリキュラムを組んで教育活動を進めています。例えば、春の体育大会は5～9年生で行い、秋の運動会を1～4年生で行う、というように、従来の発想とは全く異なる学校作りが進んでいるのです。



小中一貫校の今後の動向は、どうなのでしょう。

平成26年7月に、政府の教育再生実行会議は、学制改革に関する提言をまとめました。その中では、将来的な方向性として5歳児の義務教育化の検討や、小中一貫校の設置の積極的な推進による学制の弾力化が打ち出されています。文部科学省では今後、中央教育審議会での議論を経て、来年の通常国会で関連法案の改正を目指していくと報道されています。

「教育特区」って、何の略?

国が定めた「構造改革特別区域法」に基づいて、教育制度についても、都道府県や市区町村の自発的な立案で、地域の特性に応じた規制の特例を導入する制度のことです。教育分野での特別な措置を受ける区域を「教育特区」と言い表しているのです。

教育特区に認定された主なものには、学校法人以外による学校の設置運営や、市区町村による社会人などの教員採用、学習指導要領によらない多様なカリキュラム編成、「小中一貫校」の設置などがあります。

Q3 遠足や社会科見学, 移動教室, 修学旅行 ～事務手続きを知っておこう!～

「校外学習実施届」って何ですか?

校外学習を実施するには、学校として儀式や行事を執り行う計画としてのいわゆる「実施届（挙行届）」を教育委員会に提出し、許可を得なければなりません。目的、場所、行程、指導体制、その他留意点などを所定の様式に記載します。教育活動としての意義や実施に当たっての安全性を、教育委員会と学校とが共有しているのです。

「実踏」って、どういう意味ですか?

正しくは「実地踏査」のことを、略して呼んでいます。現地に行って必要なことを調べる作業です。遠足や移動教室などのプログラムを考えるうえで、見学先や子どもの集合場所、トイレの位置や危険箇所の確認をしたり、関係者に話を聞いたりします。

「校外学習実施届」は、どんな手順で作成するのですか?

まず、前年度の実施資料などをもとに、学年で遠足や移動教室の行き先を決めます。実施場所が決まったら、次の手順で手続きを進めます。

実踏計画を立てて、日程調整して現地に行く。

実踏結果にもとづいて、「実施届」を作成する。

「実施届」を校内で起案し、校長に公印をもらう。

校外学習や宿泊学習を実施する。

「実施届」を教育委員会に提出し、許可を得る。